

『社労士「瞬間暗記」平成 22 年版』法改正による改定表

日頃は弊社書籍をご利用いただきましてありがとうございます。

本書籍におきまして、法改正による改定事項がございますので、改定・補足のうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。なお、平成 22 年度本試験の適用範囲となる、平成 22 年 4 月 9 日現在施行分までの改定となります。

(平成 22 年 7 月 7 日現在)

株式会社 栄光

社労士「瞬間暗記」編集部

◎法改正による改定

頁	該当箇所	改正前	改正後
88	Theme(1) 定期の項目	かくたん検査	<b>喀痰検査</b>
133	①一般被保険者	②～④以外の被保険者	追加①（本紙 4 頁参照）
133	③短期雇用特 例被保険者	被保険者であって、季節的に雇用されるもの等で、④を除いた者	追加②（本紙 4 頁参照）
134	適用除外者 ②～④	②～④	全文削除
134	適用除外者	追加	追加③（本紙 4 頁参照）
134	適用除外者	⑤	⑥
134	適用除外者	⑥	⑦
148	Theme(2)	前 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合	前 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合 <b><u>又は同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用された場合</u></b>

159	ワンポイント 2行目	相当する額	相当する額（平成21年度 は、これに3,500億円を加 えた額）
167	Theme(2)解説	以下のとおりである。	追加④（本紙5頁参照）
169	Theme(2) 表中 「雇用保険率」 の欄	1,000分の <u>11</u> 1,000分の <u>13</u> 1,000分の <u>14</u>	1,000分の <u>15.5</u> 1,000分の <u>17.5</u> 1,000分の <u>18.5</u>
172	Theme(3)解説	以下のとおりである。	追加⑤（本紙5頁参照）
183	表中 「種類」 「雇用保険に係 る保険料率」の欄	1,000分の <u>11</u> 1,000分の <u>13</u> 1,000分の <u>14</u>	1,000分の <u>15.5</u> 1,000分の <u>17.5</u> 1,000分の <u>18.5</u>
183	表中 「事業主負担 分」の欄	1,000分の <u>7</u> （1000分の <u>3</u> の二事業率分を含む） 1,000分の <u>8</u> （1000分の <u>3</u> の二事業率分を含む） 1,000分の <u>9</u> （1000分の <u>4</u> の二事業率分を含む）	1,000分の <u>9.5</u> （1000分の <u>3.5</u> の二事業率分を含む） 1,000分の <u>10.5</u> （1000分の <u>3.5</u> の二事業率分を含む） 1,000分の <u>11.5</u> （1000分の <u>4.5</u> の二事業率分を含む）
183	表中 「被保険者負 担分」の欄	1,000分の <u>4</u> 1,000分の <u>5</u> 1,000分の <u>5</u>	1,000分の <u>6</u> 1,000分の <u>7</u> 1,000分の <u>7</u>

なお、上記の雇用保険率について、改正前が平成22年3月31日までの率である。

197	Theme(3) 図中	を基礎とした場合の標準報酬月額（全国健康保険協会管掌健康保険の平成21年4月1日から1年間の額は28万円である）	を基礎とした場合の標準報酬月額（全国健康保険協会管掌健康保険の平成22年4月1日から1年間の額は28万円である）
206	Theme(3) 解説	平成 <u>22年</u> 3月	平成 <u>23年</u> 3月

212	<70歳以上(一般の場合)>の ※1、※2	平成 <b>22年</b> 3月	平成 <b>23年</b> 3月
212	事例	差し替え	本紙7頁参照
213	上の※1行目	平成 <b>22年</b> 7月	<b>平成 23年</b> 7月
228	①の下	追加	追加⑥(本紙5頁参照)
228	③の下	追加	追加⑦(本紙5頁参照)
251	Theme 脱退一時金の支給額 表中	平成 <b>21</b> 年度においては、 <b><u>43,980円～263,880円</u></b>	平成 <b>22</b> 年度においては、 <b><u>45,300円～271,800円</u></b>
251	Theme 特別一時金の支給額 表中	<b><u>27,700円～691,600円</u></b>	<b><u>27,300円～681,900円</u></b>
253	Theme 保険料の算定方法 解説	～におさえるようにしよう。	～におさえるようにしよう。 <b><u>なお、平成 22年度の保険料改定率が1.008とされたため、平成 22年度に属する月の月分の保険料は、<u>15,100円</u>となる。</u></b>
276	Theme(1)表中 及び2つ目の※ Theme(2) 解説及び※	48万円	<b><u>47万円</u></b>
287	Theme(2) 表中	1,178,400円 (平成21年度価額)	<b><u>1,162,000円</u></b> (平成22年度価額)
342	Theme(3) 紛争調整委員会	27人	<b><u>36人</u></b>
348	Theme(6) 解説	平成 <b>22年</b> 3月	平成 <b>23年</b> 3月

353	ハ 保険料 (原則)	なお、介護保険料率は、現在 1000 分の <b>13.4</b> である。また、疾病任意継続被保険者の標準報酬月額決定に係る平成 <b>20</b> 年 9 月 30 日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を基礎とした場合の標準報酬月額は、410,000 円である。	なお、介護保険料率は、現在 1000 分の <b>14.7</b> である。また、疾病任意継続被保険者の標準報酬月額決定に係る平成 <b>21</b> 年 9 月 30 日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を基礎とした場合の標準報酬月額は、410,000 円である。
357	一番下	追加	追加⑧ (本紙 6 頁参照)
368	Theme(6)一番下	追加	追加⑨ (本紙 6 頁参照)

追加①

②～④以外の被保険者

**なお、平成 22 年 4 月 1 日より、短時間就労者、派遣労働者の雇用保険の適用範囲が次のとおり拡大された。**

- ・ **31 日以上雇用見込みがあること**
- ・ **1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること**

追加②

被保険者であって、季節的に雇用されるもののうち次のイ、ロのいずれにも該当しない者（日雇労働被保険者を除く。）

イ 4 カ月以内の期間を定めて雇用される者

ロ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であって厚生労働大臣の定める時間数（30 時間）未満である者

追加③

② 1 週間の所定労働時間が 20 時間未満である者

※ただし、この法律を適用することとした場合において日雇労働被保険者に該当することとなる者は除く。

③ 同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用されることが見込まれない者

※ただし、前 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において日雇労働者であって日雇労働被保険者に該当することとなる者は除く。

- ④ 季節的に雇用される者であって、次のイ、ロのいずれかに該当するもの
  - イ 4カ月以内の期間を定めて雇用される者
  - ロ 1週間の所定労働時間が20時間以上であって厚生労働大臣の定める時間数（30時間）未満である者
- ⑤ 学校教育法の学校の学生又は生徒であって、前記①～④に掲げる者に準ずるものとして次に掲げる者以外の者
  - イ 卒業を予定している者であって、適用事業に雇用され、卒業した後も引き続き当該事業に雇用されることとなっているもの
  - ロ 休学中の者
  - ハ 定時制の課程に在学する者
- 二 前記イからハに準ずる者として厚生労働省職業安定局長が定めるもの

追加④

なお、厚生年金保険法による厚生年金保険又は健康保険法による健康保険の適用事業所（以下、「社会保険適用事業所」という。）の事業主が提出する「保険関係成立届」、「名称、所在地等変更届」、「代理人選任・解任届」であって、継続事業で、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託しない場合は、年金事務所を経由して行うことができることとした。

追加⑤

なお、社会保険適用事業所の事業主が提出する一般保険料についての概算保険料申告書及び確定保険料申告書であって、継続事業で、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託しない場合は、年金事務所を経由して行うことができることとした。

追加⑥

前記①の「厚生労働省令の定めるところにより報告」については、則9条1項において、「所定事項を記載した書類を、当該届出を受理した日から14日以内に、日本年金機構に送付することによって行わなければならない。」と規定されている。

追加⑦

則1条の2第2項等において、「第3号被保険者は、被保険者の資格取得の届出等所定の届出に関し、当該事実があった日から14日以内に、所定事項を記載した届書を、日本年金機構に提出することによって行わなければならない。」と規定されている。

また、則9条2項において、「第3号被保険者に関する届出を受理した第2号被保険者を使用する事業主、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、

日本私立学校振興・共済事業団又は健康保険組合（「事業主等」という。）は、届書及び当該届書に添えられた書類を、速やかに、厚生労働大臣に提出しなければならない。」と規定されている。

なお、この届書の受理に関する事務については、法 109 条の 4（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）により、日本年金機構に委任されている。

#### 追加⑧

※平成 22 年度及び平成 23 年度についての後期高齢者負担率が 100 分の 10.26 となったため、＜後期高齢者医療制度の費用の負担＞の「9 割、5 割、4 割、1 割」を「約 9 割、約 5 割、約 4 割、約 1 割」に読み替える。

#### 追加⑨

平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律（以下、「子ども手当法」という。）が平成 22 年 4 月 1 日に施行された。ポイントは次のとおりである。

なお、当該子ども手当法では、平成 22 年度における支給についてのみ規定されており、平成 23 年度以降については、子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

① 子ども手当の支給対象は、義務教育である中学校修了前の子どもとされた。

② 子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1 月につき、13,000 円に子ども手当の支給要件に該当する者（受給資格者）に係る子どもの数を乗じて得た額とされた。

③ 子ども手当法については、所得制限の規定は設けられていない。

④ 子ども手当の支給に要する費用について、児童手当相当分の費用負担を従来どおり国、都道府県、市町村及び一般事業主が負担することとされ、それ以外の費用負担については、国が負担することとされた。

なお、公務員である受給資格者に係る子ども手当の支給に要する費用については、所属庁が負担するものとされた。

⑤ 平成 22 年度においては、前記の児童手当法と子ども手当法は、併存することとされたが、児童手当及び小学校修了前特例給付（以下、「児童手当等」という。）の受給資格者は、平成 22 年度分の児童手当等について、児童手当等の支給要件に該当しないものとみなされ、平成 22 年度分の児童手当等は支給されない。

ただし、平成 22 年 2 月及び 3 月分の児童手当等については、平成 22 年 6 月が支給月とされた。

差し替え後の図

**事例** (平成 20 年 4 月から平成 23 年 3 月までに係るもの)

70 歳以上で一般所得者である被保険者に係るある月の一部負担金は、高額療養費制度がなかったとしたならば、X 病院の外来療養分が 8,000 円、Y 病院の外来療養分が 32,000 円、Z 病院の入院療養分が 70,000 円であった。

この場合、外来療養に係る高額療養費の算定基準額（自己負担限度額）が **12,000 円** で、高額療養費として支給される額が **28,000 円** となる。

$$\text{X 病院 } 8,000 \text{ 円} + \text{Y 病院 } 32,000 \text{ 円} \\ - \underline{12,000 \text{ 円}} = \underline{28,000 \text{ 円}}$$

これに入院療養分を加えた全体として的高額療養費の算定基準額が **44,400 円** であるので、全体としては、高額療養費の金額が **65,600 円** となる。

$$\text{外来療養分 } \underline{12,000 \text{ 円}} + \text{Z 病院 } 70,000 \text{ 円} \\ - \underline{44,400 \text{ 円}} = \underline{37,600 \text{ 円}} \\ \underline{37,600 \text{ 円}} + \underline{28,000 \text{ 円}} = \underline{65,600 \text{ 円}}$$

※ただし、入院をした場合の一部負担金の窓口払いは算定基準額までであり、それを超える一部負担金は高額療養費として現物給付化されるので、Z 病院の窓口で払う額は一部負担額から現物給付分を差し引いた額である。したがって、実際に償還される金額は 40,000 円となる。

$$\text{Z 病院 } 70,000 \text{ 円} - \underline{44,400 \text{ 円}} = \underline{25,600 \text{ 円}} \quad \text{現物給付}$$
$$\underline{65,600 \text{ 円}} - \underline{25,600 \text{ 円}} = 40,000 \text{ 円} \quad \text{現金給付}$$

なお、個人単位の 75 歳到達月については、高額療養費算定基準額の特例が規定されており、本来額の 2 分の 1 に設定されている。